

# 介護職員等特定処遇改善加算について

## 目的

---

これまでも介護職員の職場定着のため、介護職員処遇改善加算等の取り組みが行われてきました（夕凧会においても、介護職員に対して特別手当を支給）が、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、特に技能・経験のあるリーダー的な役割を担う介護職員に重点を置きながら、さらなる介護職員の処遇改善を進める目的で、令和元年10月の介護報酬改定により、『介護職員等特定処遇改善加算』が創設されました。

## 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

---

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の各区分からそれぞれ1以上の取組を行っていること
- ・ 特定処遇改善加算の取得状況や賃金以外の処遇改善について見える化を行っていること
- ・ 特定加算（Ⅰ）を算定する際は、介護福祉士の配置等要件を満たすこと

## 特定処遇改善加算の取得予定（令和5年4月～令和6年3月）

- ・サービス種別により定められた、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のいずれかを算定していること

事業所名	サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）または（Ⅱ）	特定事業所加算 （Ⅰ）または（Ⅱ）	日常生活継続支援加算 （Ⅰ）または（Ⅱ）	入居継続支援加算 （Ⅰ）または（Ⅱ）
タナギケアセンター（入所・短期）	×	—	—	—
タナギケアセンター（通所）	○	—	—	—
ケアハウスタナギ苑（特定施設）	○	—	—	×
グループホームタナギの家	○	—	—	—
タナギヘルプステーション	×	×	—	—
グリーン・コム（入所・短期）	×	—	—	○
タナギデイサービスセンターもものはな	○	—	—	—

※各事業所において下記加算を算定（令和5年4月～令和6年3月）

- ①特定処遇改善加算（Ⅰ）⇒タナギケアセンター（通所）、タナギ苑、グリーン・コム、タナギの家、もものはな
- ②特定処遇改善加算（Ⅱ）⇒タナギケアセンター（入所・短期）、タナギヘルプステーション

# 職場環境要件の実施状況

分類	内容
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 職業体験の受け入れ等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即したパート職員から常勤職員への転換の制度等の整備
心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、職員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットの導入による業務量の縮減 高齢者の活躍（居室やフロア清掃、シーツ交換等、直接的な介護業務以外の業務提供）等による役割分担の明確化
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善